

名誉会員規程

2020年9月17日 制定

2022年11月30日 改定

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の名誉会員についての必要な事項を定款第6条(7)に基づき定めるものである。

(目的)

第2条

計算工学とその関連分野技術に関して卓越した功績を持ち、責任ある立場で永年にわたり指導的役割を果たし、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした個人に最高位の名誉を与える。

(資格)

第3条

名誉会員は、概ね70歳以上で通算10年以上の本会会員歴を有していなければならない。

(推薦)

第4条

名誉会員は、理事の推薦により認定する。推薦と認定の方法は別に定める。

(認証と公示)

第5条

名誉会員に対しては、名誉会員証を贈るとともに、本会の会誌ならびにホームページに氏名を掲載する。

2 名誉会員は、永続的に継続されるものとする。

(処遇)

第6条

名誉会員は、会費の納入を要しない。

2 名誉会員は、正会員と同等の各種特典を受けることができる。

(改廃)

第7条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2020年9月17日 制定

2021年5月12日 改定

2022年11月30日 改定

以上